

郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会
データの取扱いWG（第1回）
議事概要

- 1 日時：令和3年11月8日（月）13:00～15:05
- 2 場所：WEB 会議による開催
- 3 出席者：
 - ・ 構成員
中村主査、生貝構成員、板倉構成員、今村構成員、澤構成員、巽構成員
谷川構成員、寺田構成員、長田構成員、藤沢構成員、森構成員
 - ・ オブザーバー、その他
日本郵政株式会社 大角 DX 推進室長
日本郵便株式会社 斎藤郵便・物流事業企画部長、
小谷情報管理・マネーローンダリング対策室長
個人情報保護委員会事務局 赤阪参事官
内閣官房郵政民営化推進室 西岡副室長
日本弁護士連合会 富田隆司弁護士会照会制度委員会副委員長
佐藤三郎弁護士会照会制度委員会委員
諸橋奈津子法制部法制第一課
 - ・ 総務省
総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課 小川課長
情報流通行政局情報通信作品振興課 豊重課長補佐
情報流通行政局郵政行政部 今川郵政行政部長、高田企画課長、
寺村信書便事業課長、松田郵便課長（事務局）
- 4 議事次第
 - (1) 事務局 説明 「開催要綱」、「検討アジェンダ」、「検討スケジュール」
 - (2) 日本弁護士連合会 説明 「弁護士会照会制度の概要」
 - (3) 個人情報保護委員会事務局 説明 「令和2年・3年改正個人情報保護法について」
 - (4) 消費者行政第二課 説明 「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの検討状況について」
 - (5) 情報通信作品振興課 説明 「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドラインについて」
 - (6) 日本郵便 説明 「日本郵便株式会社における改正個人情報保護法施行に向けた対応」
 - (7) 意見交換
- 5 議事
議事次第に沿って、それぞれ説明を行い、質疑応答・意見交換を行った。概要は以下のとおり。
 - 日本弁護士連合会から、裁判所などは、転居届は通信や信書そのものではなく、

個々の郵便物とは別個のものであること、転居届情報が報告されても、個々の信書の内容が推知されるものではないことから、郵便法第8条第1項の「信書の秘密」には当たらないと判示しているとの説明があり、弁護士会照会制度は公法上の重要な役割を担っており、郵便法第8条第2項の「郵便物に関して知り得た秘密」に係る守秘義務を負っていることをもって、報告を拒絶する正当な事由があるとは判断できないこと、報告を拒絶する正当な理由があるか否かについては、報告することによって生ずる不利益と報告を拒絶することによって犠牲になる利益の比較衡量によって決せられるべきとの意見が表明された。

- 日本弁護士連合会から、弁護士会照会についての全体の拒否率は3%程度であるところ、郵便関係の拒否率は44%強となっていること、転居届に係る情報の弁護士会照会については、郵便分野ガイドラインの解説で例示している空き家等の事案以外の照会には一律に回答がなされていないが、同解説では、郵便法第8条第2項に該当する情報については、比較衡量の結果、第三者提供が可能になることが明記されており、開示がなされてしかるべきとの意見が表明された。
- 弁護士会照会に対する回答をする、拒否するとの判断をするに当たっては、現場のレベルで比較衡量は困難であるので、郵便分野ガイドラインの解説等において整理をして示す必要があるのではないか。
- 弁護士会照会に対し、郵便の転居届情報の提供が一律に拒否されている理由について、郵便法第8条第1項および第2項の条文の書き方に照らして具体的に説明できるかが問題である。
- 電気通信事業法第4条は、第1項も第2項も通信に係る秘密ということで対象が同じように見えるが、郵便法第8条は、第1項は信書の秘密であるのに対して、第2項は郵便物に関する秘密となっている。
- 電気通信事業法第4条第1項は通信の秘密、第2項は通信を媒介する等の業務を遂行するなかで知り得たものも含めるという考え方もあると思われるので、そのように考えると郵便法第8条の解釈に当たってパラレルに考えてその通信の説明を郵便に及ぼすことも不可能ではないと思われる。
- 電気通信事業法第4条の1項も2項も対象としているものは通信の秘密に係るものである。そのため電気通信事業ガイドラインに基づき、通信の秘密と関係がない契約者情報、加入者情報のようなものについては、適切な手続きで弁護士会照会をいただいた場合、必要な場合には開示されうる位置づけと認識している。
- 郵便物のあて名情報、国際郵便物のあて名情報、配達原簿情報（配達総合情報システム）について、個人情報データをどう取得し、何を個人情報データベース等として保存し、どう利用しているか等、取扱いの現状や個人情報保護法が求める各種義務規定への対応等について、次回のWGにて整理の上説明してほしい。

- 個人情報保護制度が大きく動いている中で、通信分野、放送分野の動向を見ながら連携して議論を進める必要がある。

(以上)

郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会
データの取扱いWG（第2回）
議事概要

- 1 日時：令和3年11月29日（月）13:00～15:00
- 2 場所：WEB 会議による開催
- 3 出席者：
 - ・ 構成員
中村主査、生貝構成員、板倉構成員、今村構成員、澤構成員、巽構成員
谷川構成員、寺田構成員、長田構成員、藤沢構成員、森構成員
 - ・ オブザーバー、その他
日本郵政株式会社 大角 DX 推進室長
日本郵便株式会社 斎藤郵便・物流事業企画部長
戸田経営企画部調査室長
小谷情報管理・マネーローンダリング対策室長
西嶋オペレーション改革部長
個人情報保護委員会事務局 赤阪参事官
内閣官房郵政民営化推進室 西岡副室長
 - ・ 総務省
総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課 小川課長
情報流通行政局郵政行政部 今川郵政行政部長、高田企画課長、
寺村信書便事業課長、松田郵便課長（事務局）
- 4 議事次第
 - (1) 青森県階上町 説明 「国税徴収法又は地方税法に基づく徴収職員等への日本郵便株式会社が保有する郵便転送情報の提供について」
 - (2) 兵庫県加古川市 説明 「加古川市における郵便データ利活用の取り組みについて」
 - (3) 事務局 説明 「郵便法における「信書の秘密」と「郵便物に関して知り得た他人の秘密」等について」
 - (4) 事務局 説明 「改正個人情報保護法を踏まえた郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン改正の骨子（案）」
- 5 議事
議事次第に沿って、それぞれ説明を行い、質疑応答・意見交換を行った。概要は以下のとおり。
 - 青森県階上町から、階上町等 24 団体による地方分権改革提案事項の説明があった。具体的には、住民票の異動手続きを行わず転居した税の滞納者等の居住先を特定するため、国税徴収法第 146 条の 2 または地方税法第 20 条の 11 に基づく転居情報の照会を日本郵便に対して行ったところ、郵便法第 8 条の規定により一律に回答不可との対応がなされ、階上町をはじめ多くの市町村で滞納整理事務に支

障が生じているとの説明があった。

- 青森県階上町から、転居届に係る情報については、名古屋高裁の判決において、個々の郵便物の内容についての情報ではなく、住居所に関する情報であって、憲法第 21 条の「通信の秘密」や郵便法第 8 条第 1 項の「信書の秘密」に基づく守秘義務の対象となるものではないと判断されており、憲法により国民に義務づけられている納税義務を果たし、公平性を確保するため、日本郵便が国税徴収法第 146 条の 2 または地方税法第 20 条の 11 に基づく協力を要請された場合に、転居届に係る情報を提供することが可能となるように、「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説」において明確化するべきとの意見が表明された。
- 兵庫県加古川市から、地域の見守りのために配布した BLE タグ（ビーコン）を検知する機器を市の公用車のほか郵便車両・バイクにも搭載する実証を実施した旨の説明があった。市の公用車で BLE タグを検知できた場所は、市役所周辺、駅周辺など限られたのに対し、郵便車両・バイクで BLE タグを検知できた場所は、市域の広範囲かつ細かい道にも及んでいるため、市域をくまなく走る郵便車両・バイクのプロブデータを活用して、振動情報等を分析し、道路の維持補修に利用したいとの提案があった。さらに今後の連携可能性として、地域の見守り活動、道路損傷・不法投棄の情報提供、土砂災害発生時の居住実態、災害時にどの道路が通れるかを把握するためのプロブデータの利活用等について提案があった。
- プロブデータの提供等については、情報が詳細になれば、郵便配達の有無等が明らかになる場合があると思う反面、システム設計やビジネス設計の方法によっては、郵便法第 8 条等に抵触しない形で、道路の維持管理や防災への活用が実現可能なのではないか。
- 事務局から、①「信書の秘密」の保護対象となる情報（郵便法第 8 条第 1 項）、②「郵便物に関して知り得た他人の秘密」の保護対象となる情報（郵便法第 8 条第 2 項）③個々の信書の送達には関連しない個人情報（契約者情報、料金支払状況等郵便法第 8 条の保護の対象外であるが個人情報保護法の保護対象となる情報）の 3 つの類型について、現行の「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説」において、それぞれどのように記述しているか等について説明があった。
- 郵便法第 8 条は、信書の内容および存在に関する秘密を保護することが中核にあって、それを推知されないために信書に限らず郵便物に関する他人の秘密を保護するという構造と理解。
- 現行の郵便分野ガイドラインでは、転居届に係る情報は、②「郵便物に関する他人の秘密」であって、比較衡量の結果、提供する利益が秘密を守る利益を上回る

場合に提供可能と整理されているが、提供の可否を比較衡量により判断する必要があることから、事業者は判断に窮し、照会者側も提供をなかなか受けられず困るだろう。むしろ、転居届に係る情報は、②「郵便物に関する他人の秘密」ではなく、③「個々の信書の送達には関連しない個人情報」として、郵便法第8条の保護の対象外であるが個人情報保護法によって保護されるもの（個人情報保護法が定める例外事由に該当する場合は提供可能）と整理できるのではないか。

- 信書の秘密、通信の秘密は、特定の個々の通信との紐付きとの関係を考慮すべきであり、転居届に係る情報の場合分けが発生するのではないか。個別の郵便物が転送されたときに、その転送先を照会された場合は、②「郵便物に関して知り得た他人の秘密」に該当し、一般論として出されている転居届情報を照会された場合は、個別の郵便物とは関連性がないので、③「個々の信書の送達には関連しない個人情報」に該当するものとする。
- 郵便法第8条第2項の②「郵便物に関して知り得た秘密」の「郵便物」は、抽象的な郵便物ではなく、「ある（特定の）郵便物」に関して知り得た秘密を意味するものと条文解釈できる。このため、抽象的に郵便に使われるだけの情報である転居情報は、③「個々の信書の送達には関連しない個人情報」ではないか。
- 電気通信では、弁護士会照会等に回答しているものとして、契約者の氏名、住所、移転先等のほか、旧電話番号から新電話番号に変った情報や電話転送設定情報も、契約者情報として個々の通信には関連しない個人情報、個人情報保護法の保護対象として取り扱っている。電気通信事業との平仄を考慮すれば、転居届に従って別の住所に配達したという情報は②「郵便物に関して知り得た他人の秘密」だが、転居届情報自体は、普通の契約者情報と同じ扱い（③「個々の信書の送達には関連しない個人情報」）でよい。
- 一方で、郵便法第8条第1項は個々の信書の秘密、第2項は、業務上の秘密を守らなければならないという趣旨から、全般的な信書の秘密と個々の郵便物の秘密、全般的な郵便物の秘密という解釈もありえるのではないか。
- 転居届に係る情報の取扱いについては、ストーカーやDV被害などへの対応についても議論が必要。
- 郵便法の規定の解釈に関して、民営化前と民営化された現在との間で、乖離が起きている可能性があり、民営化された現状に即して、郵便法の観点から守るべきデータと、広く民間企業一般が対象となる個人情報保護法の観点から守るべきデータに整理する必要がある。
- 万国郵便条約には、信書の秘密に関する規定はなく、同条約の第10条において、利用者の個人情報は、それぞれの国において適用される国内法令に従って取り扱うことが定められている。諸外国において、郵便事業に係る個人情報が、どのよ

- うな場合に公的機関等へ提供されているのか分かれば、参考になるのではないか。
- 事務局から、個人情報保護法の令和 2 年及び令和 3 年改正を踏まえた「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」の改正の骨子案について説明があった。

(以上)

郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会
データの取扱いWG（第3回）
議事概要

- 1 日時：令和3年12月15日（水）15:00～17:00
- 2 場所：WEB会議による開催
- 3 出席者：
 - ・ 構成員
中村主査、生貝構成員、板倉構成員、今村構成員、澤構成員、巽構成員
谷川構成員、寺田構成員、長田構成員、藤沢構成員、森構成員
 - ・ オブザーバー
日本郵政株式会社 大角 DX 推進室長
日本郵便株式会社 斎藤郵便・物流事業企画部長
戸田経営企画部調査室長
小谷情報管理・マネーローンダリング対策室長
西嶋オペレーション改革部長
個人情報保護委員会事務局 赤阪参事官
内閣官房郵政民営化推進室 西岡副室長
 - ・ 総務省
総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課 小川課長
情報流通行政局郵政行政部 高田企画課長、寺村信書便事業課長、
松田郵便課長（事務局）
- 4 議事次第
 - (1) 事務局 説明 「郵便法第8条の趣旨の明確化の観点から行う GL 解説の改正骨子案について」
 - (2) 日本郵便 説明 「郵便業務において取得する個人情報の取扱いの現状について」
 - (3) 意見交換
- 5 議事
議事次第に沿って、それぞれ説明を行い、質疑応答・意見交換を行った。概要は以下のとおり。
 - 事務局より、前回の WG での議論を踏まえ、転居届に係る情報を、個々の郵便物の送達に関連する場合と、個々の郵便物の送達に関連しない場合とに分けて、郵便法第8条第2項（郵便物に関して知り得た他人の秘密の守秘義務）の適用の有無を決めるとする案（以下「本案」という。）に基づき、「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説」（以下、「郵便分野ガイドラインの解説」という。）を改正する際の骨子案について説明があった。
 - 現行の郵便分野ガイドラインの解説では、違法性阻却事由とは、「利用者の同意が

ある場合のほか、裁判官の発付した令状に従う場合、緊急避難の要件に該当する場合等を指す」としているが、明確化のため「正当業務行為」を追記した上で、それを根拠に宛先の情報を取り扱っている旨を解説に明記するべきではないか。

- 本案は、個々の郵便物の送達に関連する場合は、郵便法第 8 条第 2 項の適用があり、個々の郵便物の送達に関連しない場合は、同条同項の適用がなく個人情報保護法による規律とするということになりやすいが、電気通信事業法第 4 条第 2 項と異なる整理。電気通信事業法第 4 条第 2 項は個々の通信に関連しないものも含んでいる。
- 本案に関しては、電気通信の場合と郵便の場合をどこまでパラレルに平仄を整えていくべきかが論点。ただ、郵便法第 8 条は第 1 項が「信書」の秘密、第 2 項が「郵便物」の秘密と、1 項と 2 項で対象が違っており、電気通信事業法とは異なる側面がある。基本的に別の法律だということから議論するという考え方もある。
- 信書という概念と郵便物という概念は、次元の違う概念で、信書は通信の内容に着目したものであるが、郵便物は日本郵便が引き受けて配達するものであり、外形に着目した概念。第 2 項で郵便物に括弧しているのは、例えば特定の宛先に信書もカタログも送っているというときに、カタログの送達の時間、送付先が漏れれば、信書の送達の時間、送付先も割れてしまいかねない、そういうことがあるので第 2 項で郵便物に括弧しているのではないか。
- 郵便法第 8 条全体が憲法第 21 条第 2 項の規定を受けて定められていると読めるよう書きぶりを検討するべき。
- 「地方税に関する調査について必要があるときに行う事業者等への協力要請として徴税吏員からの求めに対応する場合」及び「空家等の所有者又は管理者の転居情報について地方自治体からの照会に対応する場合」は、郵便分野ガイドラインの解説の第三者提供の制限における例外のうち、「法令に基づいて個人データを提供する場合」の事例部分に追記して良いのではないか。
- 「法令に基づいて個人データの第三者提供を行う場合」について、どのようなケースが該当するかは、法令所管省庁や個人情報保護委員会による協議が必要であるため、地方税や空家の事例を郵便分野ガイドラインの解説に明記する場合には、所管省庁を巻き込んだ対応を行う必要がある。
- 個々の郵便物の送達には関連しない転居届に係る情報を郵便法第 8 条第 2 項の守秘義務の外に置いてしまうと、通常個人情報保護法に基づいて提供していくことになるが、やはり、郵便法第 8 条第 2 項の中に置いて、利益衡量した上で提供の可否を決めた方が、丁寧でよいのではないか。
- 転居届に係る情報は全て「郵便物に関して知り得た他人の秘密」の保護対象とな

る情報に含める整理とした上で、個々の郵便物の送達には関連しない転居届に係る情報は、法令に基づく場合など比較衡量の結果提供できる場合を郵便分野ガイドラインの解説に列挙していく形でもよいのではないかと。

- 宅配事業者も転送サービスを行っており、宅配事業者の持つ一般転居情報は個人情報保護法で規律される一方で、日本郵便の持つ一般転居情報は個人情報保護法の規律に加えて郵便法第8条の規律がかかるということには違和感があり、本案の方が整理がすっきりする。
- 郵便法第8条の趣旨の明確化の観点から行う郵便分野ガイドラインの解説の見直しについては、本WGで引き続き検討することとする。
- 日本郵便より、郵便業務において取得する個人情報の取扱いの現状について説明があった。郵便局では、郵便物や荷物の配達に必須の情報をデータベース化しており、これらのデータは個人データに該当する。このシステムで保有するデータは、区分機や手作業により郵便物を配達順に並べる際や郵便物の転送処理を行う際に活用している。個人情報の利用目的はホームページにおいて公表し、転居届及び居住者カード等にも利用目的を記載している。
- どの情報がどの業務にどの利用目的で使われているのかが利用者に対して分かりやすく示されるよう、令和4年4月の改正個人情報保護法の施行に合わせて、日本郵便のホームページにおいて公表されている利用目的についての記載を見直す必要がある。

(以上)